
規 則

高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第17号

**高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり
条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則（平成20年高知県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

規 則

◎ 高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則